

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年3月16日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、私から補足説明を申し上げます。

広報日程1ページおめくりいただきまして、2ページ目上段、3月20日火曜日、(4)の審査会合についてでございます。こちらは、地震・津波関係とプラント関係の合同の会合ということになっております。議題は大きく2件予定をしております。

まず、1点目といたしまして、東北電力・女川発電所2号炉につきまして、防潮堤の設計方針について、これまでの会合に引き続いて説明をお聞きするというのを予定してございます。

その後、2点目の議題といたしまして、日本原電・東海第二発電所につきまして、こちらは設置変更許可申請に関する審査でございますが、防潮堤の設計方針について確認を行う事項があるということでございます。

続きまして、同日、(5)第28回の廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームの開催を予定しております。こちらは議題として2件上げられております。

まず、議題1といたしまして、原子力規制委員会における議論についてということでございます。御案内のとおり、中深度処分に関連いたしまして、ALARAの適用などにつき、原子力規制委員会におきまして、昨年末以来4回にわたり議論を重ねてきたところでございまして、その議論の状況について、検討チームに報告をするということでございます。

続いて、議題2といたしまして、中深度処分に係る規制基準等に関する検討ということで、委員会でのこれまでの議論を踏まえて修正を行いましたガイドの骨子案、こちらはALARAについて審査を行うためのものですが、そちらについて説明を行い、議論をいただくということを予定しております。

私から御説明する事項は、以上のとおりでございます。

<質疑応答>

司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってか

ら質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。シゲタさん。

記者 NHK、シゲタです。

訴訟関係のことでお伺いします。きのう京都地裁で、福島第一原発の事故を受けて避難された方が国と東京電力を訴えた裁判が行われて、国に責任を認める判決を出しました。数がどうこうと言うつもりはないのですけれども、これで3件目になり、きょうも東京地裁で同様の裁判が行われることになっているのですけれども、この3件、国の責任を認める判決が出たことについての受けとめと、今後どういう対応をしていくか、改めてお伺いしてもいいですか。

大熊総務課長 今お話がございましたが、昨日、京都地裁での判決におきまして、国の責任を認めた上で損害賠償請求の一部が容認されたと承知しております。国の主張につきまして、十分な理解が得られなかったものだとということで承知をしております。

今後の対応ということでございますが、関係省庁とも協議をいたしまして、国としての方針を検討することとなるということでございますが、原子力規制委員会としては、いずれにいたしましても、福島原発事故を教訓として策定された新規規制基準への適合審査、こちらを厳格に進めていくということによりまして、原子力発電所の安全の確保、こちらに全力を挙げて取り組んでいくということに尽きると考えております。

記者 念のためお伺いするのですけれども、同じ答えになってしまうかもしれないのですが、3件こうやって出てきているということについて、受けとめはどのようなのでしょうか。

大熊総務課長 件数について、直接にこう考えるというようなことはございません。訴訟については、今申し上げたとおり、対応については関係省庁と協議をして決めていくことになる。私どもの取り組み、施策といたしましては、規制を厳格に実施していくという、この方針には変わりはありません。

司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -